

資料21 市町村別水洗化事業実施状況（30年3月末現在）

[（ ）は箇所数]

市町村名	下水道				農業集落排水	漁業集落排水	コミュニティプラント	浄化槽	その他
	流域関連		単独						
	公共下水道	特環下水道	公共下水道	特環下水道					
京都市	(2)		(4)	(2)	(1)			(1,032)	
福知山市			(1)	(3)	(20)			(1,323)	(1)「簡」
舞鶴市			(2)	(3)	(8)	(3)		(1,490)	
綾部市			(2)		(10)		(1)	(2,964)	
宇治市	(1)		(1)				(1)	(822)	
宮津市	(1)							(556)	
亀岡市			(1)	(1)	(5)			(485)	
城陽市	(1)							(123)	
向日市	(1)								
長岡京市	(1)								
八幡市	(1)		[2]						
京田辺市	(1)				(3)				
京丹後市			(2)	(3)	(8)	(1)		(2,612)	
南丹市			(2)	(5)	(19)			(1,083)	(2)「林」
木津川市	(2)		(1)					(521)	
市計(京都市を除く)	(9)		(14)	(15)	(73)	(4)	(2)	(11,979)	
大山崎町	(1)								
久御山町	(1)		[1]						
井手町	(1)							(3)	
宇治田原町			(1)					(301)	
笠置町								(164)	
和束町				(1)				(244)	
精華町	(1)								
南山城村								(313)	
京丹波町				(4)	(15)			(1,495)	(1)「簡」 (2)「林」
伊根町						(4)		(90)	
与謝野町	(1)	(2)			(2)			(112)	
町村計	(5)	(2)	(2)	(5)	(17)	(4)	(0)	(2,722)	
着手市町村数(箇所数)	14(16)	1(2)	12(20)	8(22)	10(91)	3(8)	2(2)	19(15,733)	3(6)
供用開始市町村数(箇所数)	14(16)	1(2)	12(20)	8(22)	10(91)	3(7)	2(2)	19(15,733)	3(6)

注1) 単独公共下水道の[]の箇所は他市町の処理場へ流入するものである。

2) 浄化槽は「浄化槽市町村整備推進事業」及び「浄化槽設置整備事業」(国庫補助金(交付金)対象)の累計基数である。

3) その他の欄の「林」は林業集落排水事業、「簡」は山村振興等農林漁業特別対策事業を表す。

資料22 事業主体別し尿処理施設の整備事業（30年3月末現在）

事業主体	規模	処理方式	事業主体	規模	処理方式
亀岡市	114	好気性消化処理	宮津市	60	好気性消化処理
舞鶴市	108	嫌気性消化処理	与謝野町	41	〃
	49	生物学的脱窒素処理			
綾部市	60	好気性消化処理	城南衛生管理組合	115	標準脱窒素処理
		標準脱窒素処理	相楽郡広域事務組合	76	高負荷脱窒素処理
京丹後市	70	〃	船井郡衛生管理組合	94	膜分離処理
			好気性二段処理	合計	
		25			